

少量危険物庫建設工事
仕 様 書

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

第 1 章 工 事 概 要

- 1 件 名 少量危険物庫建設工事
- 2 施工場所 鴨川消防署敷地内 鴨川市横渚 1 3 9 3 番地
- 3 工事期間 契約締結日～令和 7 年 1 月 31 日
- 4 工事概要
 - (1) 少量危険物庫の新設
 - ①少量危険物設置届出の実施
 - ②基礎・電気工事
 - ③少量危険物庫敷設

第 2 章 一 般 共 通 仕 様

- 1 適用範囲

本工事は、仕様書に従い厳正に施工するものとする。
- 2 設計図書の疑義

設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、書面をもって通知し、監督職員と協議のうえ内容を確定する。
- 3 軽微な変更

現場の納まり、取り合いなどの関係で、材料・寸法、工法等についてやむを得ず行う軽微な変更は、監督職員と協議し、請負金額の増減を伴わない範囲で変更することができる。
- 4 官公署・その他への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行い、これらの手続きに要する費用は、請負者の負担とする。

5 材料・機器

工事目的物に取り付けられる材料・機器は、すべて新品とし、必要に応じて見本品、カタログ等を監督職員に提出し、承認を受ける。

6 材料・機器の保管

工所用材料及び機器の保管は、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、特に火気に注意しなければならないものについては、関係法規に従い設置する。

7 工事現場の安全衛生管理

- (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が定められた場合は、これに協力する。
- (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故防止に努める。

8 災害及び公害の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。

9 養生・後片付け

- (1) 在来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- (2) 工事完成に際しては、敷地内及びその周囲の清掃片付けを行う。

10 発生材の処理

- (1) 発生材のうち特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督職員に引き渡す。
- (2) 引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

1 1 工事写真

工事写真は、監督職員が必要と認めるものについて、その指示に従い、工事名、撮影対象物等の必要事項を記入のうえ工程にそって撮影し、アルバムに整理して監督職員に提出する。

1 2 竣工検査

- (1) 竣工検査とは、工事の完成の確認をするために、検査職員が行う検査をいう。
- (2) 竣工検査には、現場代理人が立ち会うものとする。なお、検査指摘事項については、請負者の負担において、適切な措置を講じなければならない。

1 3 官公署・検査

計画通知、危険物設置許可申請の官公署検査手続きに伴う申請手数料は請負者の負担とする。

1 4 近隣事業者への説明

工事着手前に近隣事業者への説明を行うものとする。資料の作成及び説明事業者など詳細は監督職員と協議のうえ決定する。

第 3 章 工事仕様（特記）

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によるほか関係法令に従うものとする。

1 施工内容

(1) 少量危険物庫

ユニット型少量危険物庫として法定の基準・構造を満たすもので、以下の仕様による。

- ① 外寸 幅 1.8m×奥行 1.8m×高さ 3.0m程度
(設置面積 3.3 m²～4.0 m²程度)

- ② 構造

イ フレーミング 鋼製フレーム

ロ 屋根 ガルバリウム鋼板 t=0.6 不燃認定 NM-8697

ハ 壁 カラー鋼板 t=0.35 不燃認定 NM-2849

ニ 天井 鉄骨下地現し

ホ 床 縞鋼板 t=3.2 防油堤容量 4300以上

③ 設備

イ 鋼製ドア（錠付き、特定防火設備）

ロ 自然換気ベンチレーター

ハ 防火ダンパー付ガラリ

④ 電気設備

イ 防爆形 LED 照明 30W 相当

ロ 防雨型照明スイッチ

ハ 分電盤

⑤ 付属品

イ 消火器格納庫（ABC 粉末消火器 1 個含む。保管庫外壁に取付）

ロ 消防表示（「火気厳禁」「少量危険物貯蔵取扱所」（種類、品名、数量）
前面に取付）

⑥ 設置箇所

別紙のとおり

2 その他

施工に際しては、事前に監督職員に連絡し、施工計画書及び工事工程表を作成のうえ施工方法等を説明すること。

その他施工に際し、仕様書、図面にない内容については、監督職員と打合せのうえ、承認を受ける。